

青少年補導員とは

1. 青少年補導員とは

青少年補導員は、市長または教育長から委嘱を受け、青少年の非行化防止に努め、健全育成をはかることを目的として活動するものです。

青少年補導員には、関係機関および団体等から推薦を受けた者を委嘱します。

2. 青少年補導員の仕事

青少年が不良化、非行化することのないように早期発見し、注意助言等をするほか、青少年を取りまく有害環境の浄化に努めます。

(1) 街頭補導

さかり場、映画館、ゲーム場及びパチンコ店等の遊技場、喫茶店、社寺境内、公園、駅その他非行や不良行為の行われやすい場所に出て、ぐ犯、不良行為少年を早期に発見し、適切な注意助言等を与え、正しく導く活動です。

(2) 少年相談

青少年指導センター、警察の少年センター、児童相談所、家庭裁判所等で行っています。

補導員が少年相談を受けた場合は、相談に来た者から話をよく聞き、少年の善導に必要な注意助言をします。

補導員だけで解決できない、あるいは解決困難な内容の場合は上記専門機関に連絡、紹介して、もっとも適切な措置がとられるようにします。

(3) 環境の浄化

最近の少年を取りまく社会環境は、少年に有害な影響を与えるものが

多くあります。とりわけ、非行の誘因となるテレビ、広告、出版物や非行少年のたまり場となりやすいコンビニエンスストア、カラオケボックス、ゲームセンター等、未成年が購入しやすい酒、タバコ、有害図書類の自動販売機等の少年に与える影響は少なくありません。

このような好ましくない社会環境に対して、少年非行防止の観点から積極的な排除等の活動をします。

(4) 少年非行防止のための地域社会の啓発

補導員は、常にその地域の関係団体および地域住民と密接な連絡をとるとともに、地域のコミュニティ活動に積極的に参加して、少年非行防止、有害環境の排除等の啓発活動を行います。

3. しごとの限界

補導員は、あくまでも一般社会人としての身分のもとに関係機関と連絡をとりながら活動する者であって、活動機能は限定され、その内容も「少年たちへの温かい思いやりの精神」を基調としたものでなければなりません。

したがって強制力はなく、相手方の納得を前提として、本来の目的に照らし、正しく、かつ妥当性をもった活動をすることが必要であり、警察官と同様な補導を行うことは好ましくないばかりではなく、かえってそれが事故を起こす結果ともなる恐れがあるので、行き過ぎのないよう注意しなければなりません。

4. 補導員の心構え

少年非行の現況をみると、次代を担う少年が、このようなことでよいものかと、はかり知れない憂慮を感じるわけではないでしょうか。

少年の非行は、社会全般の責任といわれているのですが、そうした責

任感を含めて、少年の健全育成を念願し善導するためには、人の子もわが子と同じという考え方で少年に接するべきであると思います。

しかし実際に補導の手をさしのべてみると、そこには、なみなみならぬ苦勞と困難が伴うのもですが、又その反面、ひたむきな努力が報いられたときの喜びも大きいものがあります。

では、補導にあたる者は、どのような心構えや態度で少年に接したらよいでしょうか。

(1) 愛の精神に満ちた補導

あくまでも、温かい人間愛に燃え、親心をもって補導にあたります。

不良行為少年の冷たい心を温めて、明るい少年らしい心情を取りもどすには、温かい人間愛からほとぼしる「愛のひとこえ」以外にはないということです。

「愛のひとこえ」をかけてもらえない少年達は、路頭に迷い、悪の道に転落して行くことが多くあります。

(2) 少年の特性の理解

少年は、心身ともに成長期にあるため、他からの影響を受けやすく、直感的で弾力性に乏しく、行動的で熱しやすいなど、成人と異った心理的、生理的な特性をもっています。従って、少年との接し方に適切さを欠くと、少年の心情を害することになり、救える少年も救えなくなってしまうおそれがあるので、少年の特性をよく理解し、その対応を誤らないようにすることが大切です。

(3) 少年の長所の発見

どんな少年にも、その少年だけがもつ優れた特性長所があるはずです。

表面にあらわれた、問題となった事実だけにとらわれることなく、そ

の原因となるものをつきとめ、少年のもつ長所や美点を探し求め、戒むべきは戒め、認むべきは認めて、これをたたえて励まし、少年に喜びと希望を与え、規則正しい生活のリズムを身につけさせることが大切です。

(4) 尊敬と信頼の獲得

少年の補導は、人間関係のつながりによって行われるものですから、これらにあたる者は、少年やその保護者および関係者から信頼され、尊敬されることが大切です。

(5) 冷静と忍耐

補導にあっては、ただいたずらに問題の解決を急いだり、同情にかられることなく冷静にしかも忍耐強く、相手の心からの納得と信頼を得て、個々の対応を進めるようにすることが必要です。

(6) 言葉づかい

威圧したり、軽べつ的な言葉づかいをすることは厳に謹しみ、常におだやかな態度で接します。

(7) 補導関係者との連絡

補導上困難な場面に際会したときは、ひとりで解決に努めるよりは関係者の協力を得ることが大切です。

(8) 人格の尊重

補導する者の言動が少年に大きな影響を与えることをいつも認識して、たとえ非行に走っていた場合であってもその人格を尊重し、温かく包んであげる度量を持って接することが大切です。

(9) 秘密の保持

少年の将来を考え、少年の秘密はもちろんのこと家庭について知り得

た秘密も堅く守ることが大切です。

秘密のもれることは少年ばかりでなく、学校や会社あるいは保護者の名誉や信用に影響するところが大きく、同時に従来 of 協力関係も失ってしまうことにもなりかねません。